平成２６年（フ）第４４号
青森県弘前市大字田町１丁目３番地13
債務者　工藤秩直恵
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第３９号
神奈川県横須賀市三春町２丁目19番地　土江方
債務者　畦地　郁代
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第４８号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80番16―706号
債務者　石橋　留雄
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第５１号
神奈川県横須賀市久里浜３丁目33番６号　コーポナガシマ202
債務者　坂元　義弘
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１６号
山口県光市浅江３丁目２番23号　岡原台ハイツ201号、前住所山口県光市浅江１丁目11番27　202号
債務者　長尾　正巳
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第６号
北海道苫小牧市澄川町５丁目19番１号
債務者　三澤　優樹
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第８５号
仙台市青葉区中山台２丁目27番地　ＹＳＫコーポ中山台204
債務者　佐々　智子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１３７号
宮城県多賀城市笠神４丁目１番38号
債務者　佐々木真由美
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４号
茨城県鹿嶋市大字角折2217番地10
債務者　川崎　恵子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第１２号
茨城県潮来市永山637―１、住民票上の住所茨城県行方市小貫314番地
債務者　原　　芳雄
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第１４号
茨城県鹿嶋市宮下４丁目２番地13レフィーズ鹿島302
債務者　小嶋　和弘
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第３３９号
埼玉県川口市江戸３丁目34番３号　ＳＳＳ川口寮
債務者　鈴木　四郎
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５６号
千葉県船橋市二和西５丁目７番16号　花水木Ⅰ―201号、申立時の住所千葉県船橋市南三咲１丁目31番１―205号
債務者　竹迫謙太郎
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１９７号
千葉県船橋市高根町1509番地
債務者　岩崎　三男
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２１７号
千葉市花見川区横戸台35番地16
債務者　岡本　幸子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２２０号
千葉市若葉区みつわ台４丁目８番７号　ピュアパレス205号
債務者　亀石さやか
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２２３号
千葉市美浜区幸町２丁目16番15棟302号
債務者　大木　　賢
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係